

## 生駒市建設工事等入札及び契約過程に係る苦情処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、生駒市の入札及び契約手続における公平性及び公正性の確保を図るため、入札及び契約過程に係る苦情の適切な処理手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる事業は、生駒市が発注する建設工事（建設工事の要素を有する業務委託も含む。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築物の設計等の業務（以下、「建設工事等」という。）に関する入札及び契約とする。

### (苦情処理)

第3条 入札及び契約過程に係る苦情処理は、次により行う。

(1) 建設工事等に係る競争入札の事務を所管する課又は室の所属長、契約担当の所属長及び工事担当の所属長は、入札及び契約過程に係る苦情があった場合は、適切に説明するものとする。

(2) 前号に規定する説明に対し不服のある場合は、書面により苦情の申し立てを受け付けるものとする（以下「苦情申立」という。）。

(3) 前号に規定する苦情申立の回答に対し不服のある場合は、再度の苦情の申し立てを受け付けるものとする（以下「再苦情申立」という。）。

2 苦情申立の窓口は、建設工事等に係る競争入札の事務を所管する課又は室とする。

3 再苦情申立の窓口は、市長部局の建設工事等に係る競争入札の事務を所管する課又は室とする。

4 市長は、苦情申立ができる旨を公表するものとする。

### (苦情申立)

第4条 苦情申立ができる者は、生駒市公共工事の一般競争入札（指名競争入札）に参加する者に必要な資格を有する者の名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）のうち、入札及び契約の方式に応じ、

次の各号のとおりとする。ただし、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領に基づき入札参加停止措置を受けている期間にあっては、苦情申立ができる者から除外する。

(1) 一般競争入札

入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、市長から書面により資格要件を満たさないと認められた者(以下「不適格者」という。)で、当該認定に対して不服のある者。

(2) 指名競争入札

当該指名競争入札と同一の業種及び格付に登録がある有資格者のうち、当該入札に指名されなかった者で、指名されなかったことに対して不服のある者

(3) 随意契約(建設工事請負契約で予定価格250万円を超えるものに限る)

当該契約と同一の業種に登録がある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった者で、選定されなかったことに対して不服のある者

2 苦情申立ができる範囲は、入札及び契約の方式に応じ、次の各号のとおりとする。

(1) 一般競争入札

当該入札に関し、入札参加資格がないと認められた理由

(2) 指名競争入札

当該入札に関し、指名されなかった理由

(3) 随意契約

当該契約に関し、契約の相手方として選定されなかった理由

(申し立ての方法)

第5条 苦情申立は、次に掲げる期間内に、市長に対して、苦情申立書(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。

(1) 第4条第2項第1号に規定する苦情

市長が不適格者として通知をした日から起算して7日(生駒市の休日を含める)を定める条例(平成元年4月生駒市条例第20号)第1条第1項に規

定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

(2) 第4条第2項第2号に規定する苦情

市長が当該入札の結果を公表した日から起算して7日（休日を含まない。）以内

(3) 第4条第2項第3号に規定する苦情

市長が当該契約の内容を公表した日から起算して7日（休日を含まない。）以内

2 苦情の申し立てがあった場合は、市長は、却下すべき場合を除き、速やかに審査するものとする。

（苦情申立への回答）

第6条 市長は、苦情申立を行った者（以下「苦情申立者」という。）に対し、申し立て期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、苦情申立回答書（様式第2号）により回答するものとする。この場合において、申し立てが認められなかったときは申し立てが認められないと判断された理由を示し、申し立てが認められたときは、申し立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を、苦情申立者に対し明らかにするものとする。

（苦情申立の却下）

第7条 市長は、申し立て期間の徒過その他客観的かつ明らかに申し立ての適格を欠くと認められるときは、その申し立てを却下することができる。

2 市長は、苦情申立を却下したときは、苦情却下通知書（様式第3号）により、速やかに苦情申立者に通知するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第8条 市長は、苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、苦情申立の書面及び苦情申立回答書又は苦情却下通知書（以下「苦情申立書等」という。）を速やかに公表する。

2 苦情申立書等の公表期間は、当該回答、通知を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

（再苦情申立）

第9条 苦情申立回答書を受領した苦情申立者であって、当該苦情申立回答書による説明に不服がある者は、市長に対して再苦情申立を行うことができる。

(再苦情申立の方法)

第10条 再苦情申立は、市長から当該苦情申立回答書を受領した日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、市長に対して再苦情申立書(様式第4号)を提出することにより行わなければならない。

(再苦情申立の審議依頼)

第11条 再苦情申立があった場合は、市長は速やかに、生駒市入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立の回答)

第12条 市長は、再苦情申立を行った者(以下「再苦情申立者」という。)に対し、入札監視委員会の意見を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、審議結果通知書(様式第5号)により回答するものとする。この場合において、申し立てが認められなかったときは申し立てが認められないと判断された理由を示し、申し立てが認められたときは、申し立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を、再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情申立の却下)

第13条 市長及び入札監視委員会は、再苦情申立について、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申し立ての適格を欠くと認められるときは、その申し立てを却下することができる。

2 前項の場合、市長は、再苦情却下通知書(様式第6号)により、速やかに再苦情申立者に通知するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第14条 市長は、再苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、再苦情申立の書面及び審議結果通知書又は再苦情却下通知書(以下「再苦情申立書等」という。)を速やかに公表する。

2 再苦情申立書等の公表期間は、当該回答、通知を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(入札・契約手続きの執行)

第15条 苦情及び再苦情の申し立ては、入札及び契約手続きの執行を妨げない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

# 苦 情 申 立 書

年 月 日

生駒市長 様

住所又は所在  
商号又は名称  
代 表 者 名

- 1 苦情申立ての対象事業名
- 2 苦情申立ての理由

## 注意事項

- 1 この苦情申立書は、持参又は書留等配達日が特定できる郵便等により提出してください。
- 2 この苦情申立に対し、回答又は却下をしたときは、当該苦情申立書及び苦情申立回答書又は苦情却下通知書が、閲覧による方法等により、回答又は却下を行った日の属する年度とその翌年度において、公表されます。
- 3 苦情の申し立ては、入札及び契約手続の執行を妨げるものではありません。

文 書 番 号  
年 月 日

様

生駒市長

## 苦 情 申 立 回 答 書

年 月 日付の苦情申立について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 苦情申立の対象事業名
- 2 回答

### [再苦情申立について] (教示)

この苦情申立回答書による説明に不服のある方は、この苦情申立回答書を受領した日の翌日から起算して7日（生駒市の休日を定める条例（平成元年生駒市条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に再苦情申立書により再苦情の申し立てを行うことができます。また、再苦情の申し立てがあった場合は、生駒市入札監視委員会に審議を依頼し、再苦情の申し立てがあった日から概ね50日以内に同委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、同委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立を行った方に対し、書面により回答いたします。

なお、再苦情の申し立ては、入札又は契約手続きの執行を妨げるものではありません。

[再苦情申立書提出先] 郵便番号 630-0288  
住 所 生駒市東新町8番38号  
所 属 生駒市役所 ○○○○課 ○○○○係

文 書 番 号  
年 月 日

様

生駒市長

## 苦 情 却 下 通 知 書

年 月 日付の苦情申立について、下記のとおり却下いたしましたので通知いたします。

記

- 1 苦情申立の対象事業名
- 2 却下の理由

# 再 苦 情 申 立 書

年 月 日

生駒市長 様

住所又は所在  
商号又は名称  
代 表 者 名

- 1 再苦情申立の対象事業名
- 2 再苦情申立の理由

## 注意事項

- 1 この再苦情申立書は、書留等配達日が特定できる郵便又は持参等により提出してください。
- 2 この再苦情申立に対し、審議結果通知又は却下を行ったときは、当該再苦情申立書及び審議結果通知書又は再苦情却下通知書が、閲覧による方法等により、通知又は却下を行った日の属する年度とその翌年度において、公表されます。
- 3 再苦情の申し立ては、入札及び契約手続の執行を妨げるものではありません。

文 書 番 号  
年 月 日

様

生駒市長

## 審 議 結 果 通 知 書

年 月 日付の再苦情申立について、下記のとおり審議結果の通知をいたします。

記

- 1 再苦情申立の対象事業名
- 2 審議結果

文 書 番 号  
年 月 日

様

生駒市長

## 再 苦 情 却 下 通 知 書

年 月 日付の再苦情申立について、下記のとおり却下いたしましたので通知いたします。

記

- 1 再苦情申立の対象事業名
- 2 却下の理由